

事務所通信

澤口会計事務所

12月号

2021年11月30日

武蔵野市境2-13-4 コスモス2F

TEL 0422-90-7774 FAX 0422-77-9600

E-mail sawaguchi-kaikei@jcom.zaq.ne.jp

税理士 澤口 豊

<修正、更正、決定～混同しやすい税法用語～>

税務申告後、内容に誤りがあることに気付いたり税務調査により誤りが発覚することがあります。訂正するための申告等をする場合、内容に応じて提出書類が異なります。追加納税等が生ずる場合は「修正申告書」を提出し、税額が減少等する場合には「更正の請求書」を提出することができます。税額が増加する場合の「修正申告書」については税務署はすんなり受け付け納付金も受け取ります。税額が減少する場合の「更正の請求書」を税務署に提出しても還付金はすぐには入金されません。税務署が提出された資料を吟味して不足があれば追加資料の提出が求められます。審査して相当と認めれば還付されます。

「更正の請求」を認知している方は少なく対象者には「還付申告」と説明することが多いです。

「更正」は税務署が提出された申告書に誤りがある場合に訂正する行為で増額もあれば減額もあります。「更正の請求」は税務署に対して訂正することを請求する行為です。

「決定」は申告書の提出がない場合に税務署が課税所得、納税額を決定する行為です。申告納税制度における納税者のお手伝いをするのが私たち税理士の仕事ですので「決定」という機会に遭遇することはありません。納税者自ら申告することを税務署は勧奨しますがどうしても応じない納税者についてはやむを得ず「決定」をします。

「更正の請求」には期限があります。所得税の確定申告の場合は5年以内です。確定申告書を提出している場合は申告期限から5年のため日には原則3/15となります。確定申告書を提出していない場合(年末調整など)は5年後の12/31が期限となります。

<副業の確定申告～事業所得が有利といいますが・・・～>

サラリーマンが副業をした場合で副業による収入が20万円を超える場合は確定申告が必要です。副業が給与収入であれば給与収入20万円超、給与収入以外であれば収入から必要経費を差し引いた所得が20万円超で申告が必要となります。医療費控除や住宅ローン控除の適用を受けるために確定申告をする場合は副業収入が20万円以下でも副業収入の計上が必要です。20万円以下は確定申告不要制度であり確定申告をする場合は全ての所得を網羅して申告しなければなりません。

申告不要でも副業収入から源泉所得税が控除されている場合、申告した方が有利(還付)になるこ

ともあるのでその点は確認が必要です。

副業が「ウーバーイーツ」など給与収入でなければ原則「雑所得」となりますが「事業所得」であれば所得税を有利に計算することができます。その点を強調して「事業所得」として申告することを勧める情報を見かけますが「事業」と認められなければ税務署から否認されます。以下の事業要件を満たしているのか確認が必要です。

- ・反復継続性
- ・営利性・有償性
- ・自己の計算と危険において独立して遂行する業務
- ・事業として客観的に成立

「事業所得」であれば赤字になった場合に給与所得や不動産所得と損益通算ができます（「雑所得」は不可）。有価証券取引やFX取引では赤字が生ずる可能性が高いと思われませんが「事業所得」とはならないので給与所得等との損益通算は不可です。

「事業所得」であれば青色申告の選択が可能です。青色申告をする場合は事前に税務署に「所得税の青色申告承認申請書」を提出しなければなりません。青色申告であれば青色申告特別控除として最大 65 万円の控除の適用があります（正規の簿記で記帳し e-tax による申告）。簡易帳簿の作成による 10 万円控除の適用もあります。

医師が服飾レンタル業を「事業所得」として申告していましたが否認されたケースがありました。事業所得は恒常的に赤字であり医師所得と損益通算することで節税を図っていました。事業所得を黒字にする意思是全く感じられなかったようで脱税目的と判断されています。安易な節税は脱税につながる可能性があることを意識して慎重な判断、申告をすることが肝要です。

<親族間における不動産取引～注意が必要です～>

親族間における不動産取引に関する税金について質問を受けることがあります。死亡後であれば変更理由は相続です。生前に名義変更をする場合は売買か贈与のいずれかとなります。以下名義変更のコストです（%は税率で固定資産評価額に対して課されます）。

	売買	贈与	相続
登録免許税	建物 2%、土地 1.5%	2%	0.4%
不動産取得税	原則 建物 3%、土地 1.5% (軽減規定あり)	左と同	非課税

上記コストの比較においては相続が圧倒的に有利です。また相続税、贈与税の比較においても一般的には相続税が有利です（特例適用の有無、適用税率によりケースバイケースですが）。親族間における不動産の売買で利益がある場合は譲渡所得税が発生するため節税効果等を総合的、俯瞰的に検証する必要があります（2020 流行語ノミネート）。不動産の売却で利益が生ずる場合において、この不動産とは別に含み損のある手放したくない不動産を所有する場合に当該不動産を親族間で売買、損失を売却利益と相殺するということが一考かもしれません。

親族間で不動産の売買をする場合は売買金額に注意が必要です。「時価」より「著しく低い価額」で

売買した場合は差額分が贈与課税の対象となります。「時価」とは通常の取引価額に相当する額です。相続税評価額で売買したところ「著しく低い価額」と認定され贈与税が課されたことがありました。納税者が訴えたところ東京地裁は相続税評価額は「著しく低い価額」には該当しないと判断し納税者の主張が認められました。相続税評価額は時価の 80%を目安に設定しておりその程度であれば贈与税は課されないと考えられます。なお全ての路線価が時価の 8 割かというところも言い切れません。贈与課税リスクを回避するには通常の取引価額の範囲内で売買するのがより安全と思われれます。

相続時精算課税による贈与も選択肢としては考えられます。相続時精算課税は親から 20 歳以上の子、孫に対して 2,500 万円まで非課税で贈与ができる制度です。ただし相続が発生した場合には相続財産に加算して計算する必要があります。相続税の節税効果は基本的にありません。ただし相続が発生した場合の評価額は贈与時の評価額を使用するため例えば相続時の時価が贈与時の時価の 2 倍になっていたのなら節税できたこととなります。逆もまたあり得る話で評価差額による節税効果を期待して相続時精算課税を利用することは避けた方が良さそうです。

<12月の税務など>

・11月分源泉所得税、住民税の特別徴収税額の納付	納付期限 12月10日(金)
・10月決算法人の確定申告(法人税等、消費税等)	申告期限 1月 4日(火)
・4月決算法人の中間申告(法人税等、消費税等)	申告期限 1月 4日(火)
・消費税の年税額400万円超の1月、4月、7月 決算法人の中間申告	申告期限 1月 4日(火)
・給与所得の年末調整	本年最後の給与の支払をするとき
・固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付	12月中において市町村の条例で定める日
・健康保険・厚生年金保険の賞与支払届の提出	支給日より5日以内

<あとがき>

以前から行きたいと思っていた「光が丘公園」(練馬区)に行ってきました。当事務所からは中央・総武線で「東中野駅」、大江戸線に乗り換え「光が丘駅」の経路です。大江戸線に乗る機会は殆どありませんがあまりの深さに乗りたくない路線ナンバーワンです。「東中野駅」は深さ 34.2mで東京の地下鉄で8番目の深さです。「光が丘駅」は郊外ということもあり深さは 11.9m。大江戸線では一番浅いです。

この一帯は戦時中は成増飛行場、戦後は米軍住宅となっていました。その後返還され光が丘公園、光が丘団地、清掃工場が整備されました。

駅と公園は広い空中歩道で結ばれていて商業施設もあり便利です。広々とした公園内には野球場、陸上競技場、テニスコートなどのスポーツ施設、雑木林、池なども配置されています。体育館、図書館もあり全てが揃っているという感じです。

「光が丘駅」は大江戸線の始発・終着駅であり朝は 3 分おきに電車が出ています。マンションが多く乗降客は多いと思われれますが座って通勤可能です。大江戸線はサイズが小さいため他路線の乗り入

れがなく遅延することも殆どないようです。生活するには便利、快適そうで練馬に住むのなら光が丘と
感じました。



駅から公園への遊歩道

